

# 告示

## 埼玉県告示第千四百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン蕨

埼玉県蕨市塚越五丁目百二十番地一外

#### ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三五九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四四九平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設A 午前六時から午後十時

荷さばき施設B 午後十時から翌午前一時、午前三時から午前六時

時

（変更後）荷さばき施設A 午前六時から午後十時

荷さばき施設B 午後十時から翌午前一時、午前三時から午前六時

時

荷さばき施設C 午前六時から午後十時

#### ハ 変更年月日

令和六年七月十七日

#### ニ 届出年月日

令和五年十一月十六日

### 二 縦覧期間

令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課